

IT導入補助金2023 の公募が始まりました！

IT導入補助金とは？

中小企業・自営業のみなさまが、ソフトウェアやサービスなどのITツールを導入する際、導入にかかる費用の一部を国が補助する制度です。ITツールだけでなく、導入設置・現地教育・運用支援も対象で、費用の1/2の補助を受けることができます。

※ 申請の対象となる中小企業とは、製造業の場合、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主です。

申請・導入の3ステップ

IT導入支援事業者※1に経営課題や課題解決のためのITツール※2を相談



導入したいITツールやIT導入支援事業者を決定し、IT導入支援事業者の支援のもとホームページから申請に必要な情報を提出



審査を経て採択されれば、ITツールを導入・活用（補助事業の実施）



※1:IT導入支援事業者とは、本補助金で中小企業・小規模事業者のみなさまにITツールを提供するために、事務局へ登録及び認定を受けたITベンダー・サービス事業者です。（弊社テイクソフトとなります）

※2:ITツールとは、ソフトウェア・サービス等のことです。多数のIT導入支援事業者によって、みなさまの様々な課題・ニーズに対応したITツールがIT導入補助金の対象として登録されています。

IT導入補助金について

● IT補助対象経費

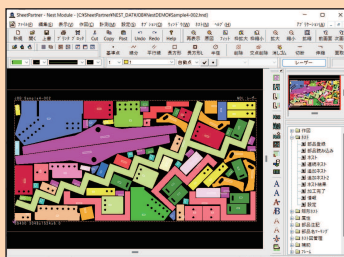
ソフトウェア費、導入関連費等
本補助金のホームページに公開されているITツールが補助金の対象です。
ハードウェアは対象外です。

補助金の上限額・下限額・補助率

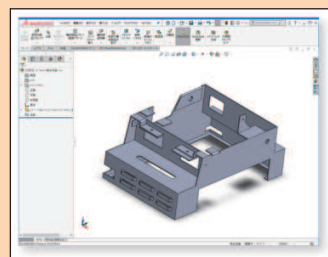
A類型	5万～150万円未満
補助率	1/2以内

● 対象ソフトウェア

2D CAD/CAM
SheetPartner

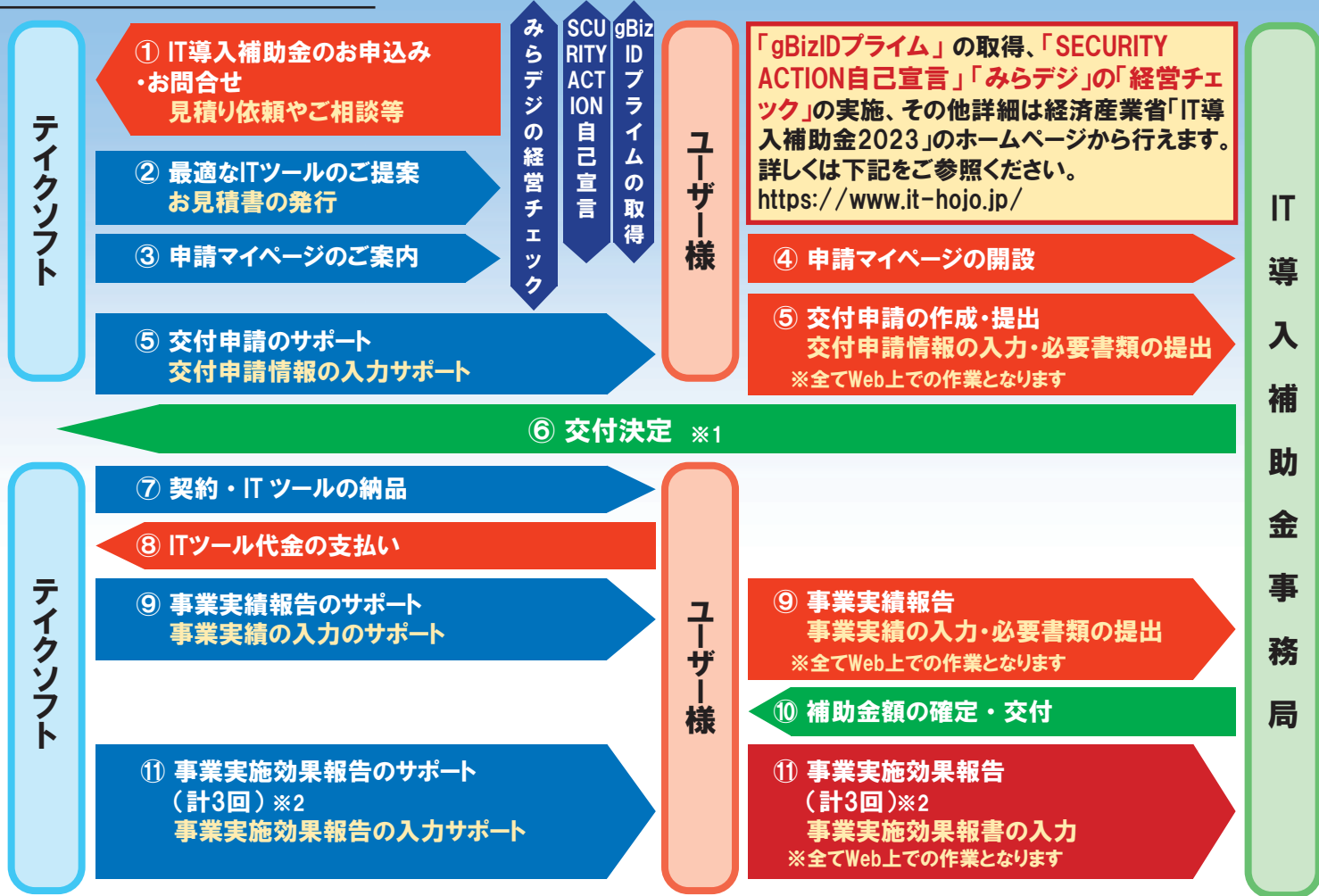


3D CAD
SheetPartner 3DSW



※その他の対象ソフトについては、弊社担当者までお問合せください。

◎ 補助金交付までの流れ



※1 交付決定前に契約・納品・導入・支払いを行うと、補助金交付を受けることができません。

※2 2025年から2027年に計3回、事業実施効果報告が必要です。(所要時間約30分程度)

◎ 申請に必要な書類等について

法人のお客様の場合


- ① 履歴事項全部証明書**
・登録申請日から遡って、3ヶ月以内に発行されているものに限り
- ② 法人税の納税証明書(その1またはその2)**
・直近分のものに限り。※一期の決算を迎えたうえで提出すること
・税務署にて発行されているものに限り
・電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマット(窓口発行の納税証明書と同一フォーマット)のみ有効です
※XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません

個人事業主のお客様の場合

- ① 運転免許証または運転経歴証明書または住民票**
・住民票は登録申請日から遡って、3ヶ月以内に発行されているものに限り
・運転免許証は登録申請日が有効期限内であるものに限り
・免許証の裏面に変更履歴が記載されている場合は、裏面も提出してください
- ② 所得税の納税証明書(その1またはその2)**
・直近分のものに限り
・税務署の窓口にて発行されているものに限り
・電子納税証明書の場合は、交付請求時にPDF形式にて発行されたフォーマット(窓口発行の納税証明書と同一フォーマット)のみ有効です
※XML形式で発行された納税証明データシート等は認められません
- ③ 確定申告書**
・令和4年分であること
・税務署にて受領されていることが確認できるものに限り

ショートメッセージ(SMS)機能付きの携帯電話

※ 事務局へ交付申請を提出する際、本人確認のために使用
※ 「gBizID」アカウントを登録する際にも必要です



+

「gBizIDプライム」アカウント・「SECURITY ACTION自己宣言」・「みらデジ」の「経営チェック」を取得

※ 「申請マイページの開設」をする際に使用します

受付期間 1次締切: 4月25日(火) 17:00 まで 交付決定日: 5月31日(水)(予定)
2次締切: 6月 2日(金) 17:00 まで 交付決定日: 7月11日(火)(予定)